

保育所の利用者負担徴収方法と女性の就労選択

丸 山 桂

について考えることを目的としている。

I はじめに

近年の少子化現象の下で、子育て支援の社会環境整備が求められている。家族像の多様化や女性の社会進出の増加など、家庭内の保育需要は、低年齢児保育、延長保育など、従来の児童福祉法における保育所では想定されてこなかった保育サービスへと比重を移している。1995年度よりはじめられた「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等5か年事業」では、低年齢児保育や延長保育など保育所の整備を重視し、子育ての責任は家庭から社会全体でわかつちあう方向にかわりつつある。

保育サービスは、子どもの健やかな成長を主目的としていることは言うまでもないが、当事者である子供が自ら受けるサービスを選択するのではなく、親の責任、とくに母親の就労選択との関連性が高い。子供の保育を、自宅で行うか、保育所あるいは幼稚園を利用するかは、すぐれて母親の就労環境、そして保育所や幼稚園の費用負担が家計に及ぼす影響に大きく左右される。特に、少子化の影響によって、母親が仕事をやめて育児に専念するための機会費用をコストとして意識されるにつれ、女性の労働と家庭内の育児をコスト面から検討する研究が増加している。

しかし、これまでの研究では、保育所の利用者負担が、家計に及ぼす影響、また母親の就労選択との関連性は十分議論されてこなかったように思われる。そこで、本研究では保育所の利用者負担が女性の就労選択にどのような影響を及ぼすかを検討することで、保育所の利用者負担のあり方に

II 保育所の費用徴収と母親の就労選択

1. 母親の就労と保育選択の規定要因

保育サービスおよびその費用が、母親の就労選択にどのような影響を及ぼすのか、また保育方法選択の規定要因に関する先行研究は、小さな子どもを持つ女性被用者が増加してきた近年に集中する。先行研究については、駒村(1996)、永瀬(1997)などが、詳細にまとめており、ここでは要点のみ述べることとする。

低年齢児のいる母親が就労する場合には、保育所やベビーシッターなどの外部サービスを利用するか、あるいは親族によるケアに依存するという選択肢が考えられる。わが国の場合は、親族による支援が母親の働き方に大きな影響を与えていた。廣嶋(1978)は、同居の親を頼れる母親は常勤を選択する可能性が高いこと、保育所の利用の可能性や子どもの年齢によって、雇用継続の可能性も大きくかわりうることを示している。大沢(1993)も、日本のみならず欧米諸国でも母親の就労継続が可能かどうかの鍵は、保育施設の数ではなく、利用しやすいかどうかにかかっていると指摘する。そうでない場合は、親族のケアが不可欠になる。

しかし、親族の支援に頼れるのは一部の恵まれた人であり、ベビーシッター等の高額なサービスを利用する余裕のない、核家族にとっての一般的な保育サービスは、保育所の利用となる。

保育所の利用と母親の労働供給に関する先行研

究の結論は、おおむね以下のようにまとめられる(駒村(1996))。①子どもの保育所入所確率が高いほど、女性の就業率は高まる。②保育費用は、母親の労働、保育需要にマイナスの効果を与える。また、家庭内の保育需要は価格弾力性が大きい。③保育費用補助の労働供給に与える効果は、低所得者層が高い。④インフォーマルな保育手段(親族の支援など)の存在は、労働供給に正の効果を与える。

つまり、保育需要は価格弾力性が高いために、その費用徴収法による女性の就業選択に与える影響もまた大きいのである。では、我が国の費用徴収はどのような仕組みで行われているのかを以下みていく。

2. 保育所の費用徴収法と問題点

(1) 保育所運営コストの算定方法

1997年6月の児童福祉法の改正により、市町村は保護者から保育所に入所する申し込みがあった場合には、原則として行政処分としての措置ではなく、保護者が希望する保育所において保育を実施する仕組みに改められた。措置制度はなくなったものの、児童を保育所において保育する費用は、これまで通り、保育所の運営費として支弁されることになっている。

保育所にかかる運営費の積算についてみると、厚生省がモデル的な保育所を設定し、運営経費として、事務費(人件費(施設庁、主任保母、保母、休憩保母、調理員等))、管理費、事務費(一般生活費)の要素により、1998年5月の厚生事務次官通知により児童の年齢(乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分)別に保育単価を決めている。

積算は4歳以上児の保育単価が基準額とされ、これに年齢に応じた加算がなされるという方法がとられている。

積算方法は、地区、定員規模別に、4歳以上児を全員受け入れるとして、人件費(職員配置で定められた施設長、主任保母、休憩保母等の人件費と超過勤務などの諸手当の合計)と管理費(旅費、宿費、修繕費)の合計である事務費を定員数で割り戻して、1人あたりの事務費を出し、これに食

費などの一般生活費を加算して1人あたり保育単価を計算する。その結果、特別地定員90人規模の保育所の場合、4歳以上児の保育単価は月額40,470円になる。

3歳児、1、2歳児、乳児の加算は、保母の配置基準のみが変更されることを前提に、担当児童の年齢によって、保母の人数費は変わらないとして、保母の配置が4歳以上児の30:1から20:1、6:1、3:1の配置になることから、保母の人数費の差額を事務費に加算し、これに年齢別の事業費を加算し、乳児166,660円、1、2歳児98,280円、3歳児47,300円と定めている¹⁾。

ところが、この算定方法には問題点がある。保母の配置基準の差による人件費しか考慮されていないため、低年齢児受け入れのための調理員の増加や庁費などが加算されていないことである。保育所の職員配置は、保育所の定員数で決められており、受け入れ児童の年齢構成によって、保育所の運営にかかる収入額が大きく変わる。児童1人あたりの単価は4歳以上児が40,470円で、1、2歳児は98,280円と2.4倍の格差があるが、保育所の児童福祉施設最低基準では、4歳以上児は保母1人で30人まで可能とされ、1、2歳児は、保母1人で6人までとされている。このため、保母1人が4歳以上児30人を担当する場合と、1、2歳児6人を担当する場合の保育所に支弁される額を比較すると、表1のとおり、低年齢児1人あたりの保育単価が高くても、人員配置差5倍には及ばず、4歳以上児を30人受け入れた方が低年齢児を6人受け入れるより、保育所の運営上のメリットがあるという仕組みになっている。こうした算定の方法は、保育所における低年齢児の受け入れがなかなか進まない原因の1つとなっている。

低年齢児の受け入れを促進するためには、4歳以上児の受け入れを積算の前提とする方法ではなく、児童の年齢別にしての保母の業務負担を考慮した人件費の積算、また休憩保母や調理員の配置、施設等の環境整備にかかるコストを年齢別に明らかにし、積み上げる方式に変更するなどの工夫が必要であろう。

(2) 保育料の費用分担

表1 児童の年齢別保育単価と配置規準（特別区 定員90人規模）

児童の年齢区分	基本分保育単価 A	保母1人が担当できる 児童数の上限 B	保母1人が児童数の上限を担当 した場合の保育単価支弁額 (A×B)
乳児	166,660円	3人	499,980円
1, 2歳児	98,280円	6人	589,680円
3歳児	47,300円	20人	946,000円
4歳以上児	40,470円	30人	1,214,100円

注) 保育単価には、このほかに、民間施設給与改善費、寒冷地、除雪費等の加算がある。

資料) 厚生省児童家庭局監修(1998)『児童保護措置費 保育所運営費手帳 平成10年度版』総務庁行政監察局(1998)を参考に試算。

表2 平成10年度保育所徴収金基準額表(精算基準)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯 19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円未満 30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		80,000円以上 200,000円未満 44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		200,000円以上 510,000円未満 61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		510,000円以上 80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

保育所にかかる費用は、前述の仕組みで支弁されるが、その負担は児童の扶養義務者から児童の年齢や所得水準を考慮して定められた利用者負担額を徴収し、残りを国庫負担が2分の1、都道府県が2分の1、市町村は残りの4分の1を負担することになっている。

平成8年度における保育所の総費用は1兆1,454億円で、うち保護者負担額が5,746億円で、50.2%を占めている。この残りの分を国、都道府県、市町村で負担している。1987年度以降、国の示す保育料徴収の基準額表は、国庫負担の生産基準の位置づけのみであり、実際の利用者から費用徴収を行う徴収金額は、市町村の条例または規則で定めることとされている²⁾。

全国私立保育園連盟(1992)の調査によると、

徴収基準額に対する国基準額に対する割合は、低年齢児ほど、軽減されており、また階層の高い層については、国基準比の70%未満が4歳以上で29.4%、3歳未満で34.9%という高い割合で負担が軽減されている。こうした負担軽減分は、直接自治体の超過負担になり、保育所の運営費だけでなく、需要者側からのニーズが高い低年齢児の保育所整備は、自治体にとっても財政難につながるという皮肉な結果をもたらしている³⁾。

(3) 費用徴収基準と家計への影響

現行の保育料の費用徴収の対象となる扶養義務者は、民法の規定にならい、直系血族(父母、祖父母)、兄弟姉妹、三親等以内の親族(叔父・叔母等)で家庭裁判所が扶養の義務を負わせたものとなっている。そのため扶養義務者は父母だけで

なく、入所児童と同一世帯に属して家計を1にしている祖父母までもが費用徴収基準表にあてはまる。その結果、児童の父母の収入がさほど高くなくとも、祖父母に相当の収入があれば、かなりの保育料負担を強いられることになる。1992年度の予算措置で同居の祖父母は対象から除外されたものの、扶養義務者の範囲については社会福祉制度全体を通じた再考の時期にきているといえよう。

国の定める費用徴収基準は、児童福祉法の改正にあわせ、1997年に改訂がなされ、現在では表2の仕組みになっている。まず、徴収基準額表の階層区分が10階層から7階層に改められ、従来の第1、第2階層と、第9、第10階層もそのまで、第3から第8階層の間の隣り合う階層をまとめる形で、全部で7階層にされた。これは、児童福祉法の「保育に要する費用、保育コストに対応した均一的な保育料の徴収を行い、かつ家計に配慮する」という趣旨を受けて作られており、近年中には6区分にまとめる方向にある。また、最上位階層である従来の第10階層に属していた世帯では、保育単価を全額徴収が原則であったが、保育単価によっては第9階層に比べ、徴収金が急激に上昇し、家計に大きな影響があることが問題視されていた。そこで、今改正では、最上位階層の新第7階層では保育単価全額徴収ではあるが、3歳未満児8万円、3歳以上児7万7,000円と上限が新たにもうけられた。

この費用徴収基準は、税制転用方式といわれる、扶養義務者の前年度の所得税等の負担から、負担能力を考慮して徴収する方法を採用している。この方法については、従来からサラリーマン世帯を中心に、税負担の不公平感(いわゆるクロヨン問題)から、自営業者とサラリーマン世帯での保育料負担額が大きく異なることが問題視されてきた。しかし、収入把握のための事務費の増大、対象収入や控除すべき必要経費の適正な水準を作り難いなど、収入認定方式にも様々な問題があり、税制認定方式が採用されるに至っている⁴⁾。

税制転用方式の有効性は、税制の透明性に依存するのであって、事務コスト等を考慮すれば、扶養義務者の負担能力の把握には、当面はこの方式

を維持せざるをえないであろう。しかし、この負担能力はあくまでも扶養義務者全員の税負担額を合計した額から考慮されるのであって、母親の就労との関係は考慮されていない。扶養義務者が夫婦2人の場合、利用者負担額は夫と妻の税負担額の合計で算定される。すると、妻の収入が家計補助的な意味合いが強いほど、妻の収入増加は、保育料の上乗せにつながる。その結果、夫がある程度の所得階層の場合は、妻の収入のほとんどが保育料に消えることになるだけでなく、妻の追加的な税負担が階層の上昇につながるため、いわば妻の収入にかなり高い限界税率がかけられているのと同じ状況になる⁵⁾。妻の就労が、フルタイムの労働者であって、勤続年数とともに賃金の増加が期待できる職であれば、長い目でみれば、保育料の回収も可能である。しかし、妻がパート労働者の場合は、将来、賃金が上昇する可能性は少なく、特に保育単価が高い低年齢児の場合には、保育料負担が世帯全体の可処分所得を大幅に減少させるため、妻の就労インセンティブにマイナスの影響を与えることは容易に想像できる。

この問題の解決策としては、夫婦それぞれの税負担額を徴税基準表に適用し、夫と妻の保育料負担額を合計して、2分するという方法が考えられる。これは、税制の二分二乗方式を流用した方法であるが、この方法であれば、妻の収入増加による追加的な保育料負担は半分に軽減できる。この2つの方式差による、妻の可処分所得額の違いについては、後ほど示すこととする。

とはいって、ここで保育所の費用負担はどうあるべきであるのか。保育所の利用者負担は軽減されるべきなのか、その根拠はどこにあるのかという根本的な問題がてくる。保育所の発足当時は、利用者の大多数が低所得者で、好むと好まざるとに関わらず、子どもを預けて働くなければ生活できない世帯が大多数であった。そのため、利用者負担に応能負担方式、所得再分配機能を強くもたらせることは、実質的には大多数の利用者への支援につながった。しかし、保育所利用者が多様化し、すでに利用者のうち、所得税課税世帯が8割近い割合を占め、さらに社会保障費用の効率化が求め

られる社会状況の中で、その負担方式を疑問視する声もみられるようになってきた。

高山(1982)は、保育所の利用者負担軽減の根拠を経済学的に分析し、利用者負担の極端な軽減は、超過需要を引き起こし、特に入所の確率や利用者負担額でも優遇される自営業者世帯に強い傾向があると指摘する。本来、子どもは純粋私的財であり、母親の家計補助的役割は小さくなりつつある社会状況を勘案すれば、保育所の利用者負担は、一定以上の所得のある者には、応益負担とし、低所得者や母子世帯等の限られた困窮世帯に対して所得補助を与えるべきとの結論に至っている。しかし、昨今の論調をみると、少子化の影響も加わり、方法は別として子育てコストの軽減を求める声が増えている(Folbre(1992), 浜田(1983), 駒村(1996), 永瀬(1997), 厚生省(1998))⁶⁾。

しかし、のことから直ちに、保育サービスの費用負担としてどのような形態が望ましいか一義的には導かれない。特に、価格弾力性が大きいといわれる保育サービスについては、過度の費用負担の軽減は、超過需要を、費用全額を負担させることは過小需要につながり、女性の社会進出にも抑制効果をもたらす。とはいえ、保育単価の内訳には、保母等の社会保険料の事業主負担まで含まれており、少子・高齢化によって今後上昇するであろう社会保険料の負担までをも、全額子育て世帯に負わせることには限界がある。また、税制の扶養控除に比べ、保育料負担における所得再分配機能はわずかな所得の差で大きく変わる。保育所の利用者という、子育てを行っている世帯のなかでも限られたグループ間で、過度に所得再分配を行う意義はどこにあるのであろうか。この問題は、子育ての公共性と扶養義務者の便益のバランスをどう考えるかに委ねられる事項であるが、保育所利用者の所得の上昇、次代を担う子どもの育成費用の補助という点で考えれば、生活保護世帯や所得税免除世帯などの低所得者世帯をのぞけば、保育料負担に過度に所得再分配機能を導入する明確な理由は見あたらず、長期的にはなんらかの軽減策を織り込んだ応益負担の方式が望ましい。

具体的な費用負担軽減方法としては、子どもの

年齢や数などを考慮した上の一定の利用者負担を設定する、あるいはかかったコストの一定割合の徴収という方法が考えられよう。前者の方法では、自治体による保育所整備の上乗せは考慮されない。応益負担という原則から考えれば、よいサービスを提供する保育所に入所した場合には、それ相応の負担を負うべきで、また延長保育などの追加的サービス部分については、相応の実費負担を求める方向で考えるべきであろう。

3. 家庭内保育と保育所利用者の公平性

このように、現行の保育所の費用徴収制度には、所得再分配の機能が盛り込まれている。そのため、保育単価全額を支払う高所得層をのぞけば、ほとんどの世帯が実際にかかった保育コストより少ない負担で済み、保育所を利用しない世帯より公的支援を受けていることになる。

一方、保育所制度を除くと、経済的な子育て支援としては、家族の就業状況を問わない扶養控除や児童手当など、親の所得に基づいた間接的な手当を支給しているにすぎない。そのため、現行制度では、就業をせずに育児に専念している女性に対する所得保障は特段なされてはいない⁷⁾。この点から、鈴木(1997)は、保育所利用者は、家庭内での育児をする世帯より優遇されていると批判する⁸⁾。

家庭内の育児に対する支援は確かに遅れているが、保育所の利用者が一概に優遇されているとも言い切れない。前田(1998)の指摘するように、保育所の利用者、母親の就業による税収や社会保険料収入も考慮にいれたネットのコストを考慮すれば、公費負担はそれほど大きくなく、また税や社会保険料収入の増加も期待できる⁹⁾。

また、所得控除である税制の扶養控除は、高所得層に有利である。ダグラス=有沢の法則からもわかるように、我が国では一般的に専業主婦世帯の夫は、そうでない世帯より高所得者であるという傾向がある。表3は、末子年齢階級別、世帯属性別にみた年間所得を比較したものである。全世帯について、末子の年齢別であり、兄弟数によっては親の年齢が認可保育所利用者より高くなる

表3 末子年齢階級別にみた所得階級別世帯数の構成割合

(単位: %)

全世帯 (末子年齢階級別)	第I四分位 (300万円以下)	第II四分位 (300—521万円)	第III四分位 (521—810万円)	第IV四分位 (810万円以上)
3歳未満	10.6	38.1	31.2	20.1
3—5歳	10.5	29.4	36.8	23.3
6—8歳	10.6	26.0	36.5	27.0
	300万円以下	300—500万円	500—800万円	800万円以上
認可保育所利用者	17.4	30.1	33.1	11.1

資料) 全世帯: 厚生省『児童をとりまく世帯の状況 国民生活基礎調査特殊報告』(平成4年)。

認可保育所利用者: 厚生省『健康・福祉関連サービス需要実態調査』(平成6年)。

こともあること、保育所利用者も認可保育所利用者であるなどの注意が必要であるが、いずれの年齢階級でも300万円以下は全世帯が約10%であるが、認可保育所利用者は17.4%，うち、100万円未満の層でみると、前者は2.1%，後者は12%強と大きな差がみられる。反対に、第IV四分位、810万円以上になると、全世帯が20-27%になるのに対し、認可保育所利用者は11.1%となり、所得税課税世帯が増えたとはいっても、保育所利用者は相対的に低所得者が多いことがわかる。また、扶養控除は、一方の親の所得にのみ適用されるため、世帯としては同一所得でも、所得を分割している者より、夫婦の一方のみが働く世帯の方が、減税の恩恵は大きい。

保育所の利用者負担の軽減は、短期的には社会保障のコストを引き上げるが、母親の就労による税・社会保険料収入の増加や、出生率の回復によって、次世代の子どもたちの負担も軽減することができれば、大きな効果をもたらすことになる。また、家庭内保育が帰属所得を生み出している一方で、保育所利用者の保育料は、なんら税制における控除の対象にならないことを考えると、保育所利用者のみが優遇されているとは言い難い。

とはいえ、このまま家庭内保育に対する経済的支援をする必要がないというのではない。我が国では、子どもが満1歳に達する日まで育児休業制度を取得でき、その間の賃金は無償であるが、年金の保険料負担は免除され、従前給与の25%水準の育児休業給付金が雇用保険から支給される。しかし、これは、雇用保険に加入していない者や、

自営業者や専業主婦などには適用されない。また、家計や職場への配慮によって、育児休業を早期に切り上げて復帰する場合には、給付はうち切られ、新たな保育所の利用料がかかる。諸外国の年金制度を通じての育児支援をみると、育児期間の年金の保険料を免除したり、老後の年金算定の際に有利な計算を行うということで、育児期間の無償労働に対し、間接的な評価を行っている。また、評価対象の期間も子どもが満7歳に達するまでなど、対象期間が長いことも特徴である。

本来、老後の生活保障にあてられるべき年金制度を育児支援にどこまで活用すべきかは、疑問が残る点ではあり、児童手当の充実で対処すべき問題であるかもしれない¹⁰⁾。

III サービスコストと幼稚園との競合

1. 幼稚園との競合の実態

子どもが3歳児以上になると、母親が働きにでる場合には、幼稚園を利用するという選択肢も出てくる。特に、3歳児神話が根強い社会慣習のなかでは、子どもが3歳になったことを機に働く母親も少なくなく、幼稚園と保育所の果たす役割は大きい。全国における3歳以上修学前児童の幼稚園在園・保育所入所数をみると、平成8年度では86.1%の児童が幼稚園、または保育所に在園しており、うち幼稚園に在園している児童が49.7%，保育所に入所している児童が36.4%となっている(文部省『学校基本調査報告書』、厚生省『社会福祉施設等調査報告』)。

最近は、幼保一元化の動きもみられ、保育所と幼稚園の違いは、かつてほどは強調されなくなってきた。ここでは、幼稚園と保育所の利用料の比較から、母親の就業選択にどのような影響を及ぼすのかを考えたい。

保育所は児童福祉施設、幼稚園は学校教育施設であり、保育所の保育時間が8時間以上であるのに対し、幼稚園は4時間と短時間で、親がフルタイムで働く場合には対応していない。しかし、短時間勤務のパート労働者の場合は、保育所を利用するかあるいは幼稚園を利用するかは、サービス内容もさることながら、料金も比較考慮に入る。全国の幼稚園の授業料・学校給食費をみると(文部省『子どもの学習費調査』平成8年版)、平成8年度では公立幼稚園で83,457円(月額6,954円)、私立幼稚園で242,862円(同20,239円)と、受験を意識した私立幼稚園でなければ、公立の幼稚園の利用料はそれほど高くはない。月額5,673円は、保育所の徴収金額では、生活保護世帯の次に高い第2階層(市町村民税非課税)の利用料に相当する。子どもを預けられる時間が保育所の半分であることを考慮に入れても、中間所得層にとっては、幼稚園の利用者負担は保育所の5分の1から10分の1にまで軽減される。そのため、幼稚園の時間にあわせて、パート労働をするという選択もありうるのである。

加えて、昨今の少子化社会において、幼稚園、保育所での競争も激しくなっている。幼稚園でも親のニーズに答えるべく延長保育に相当する預かり保育を始めるなど新たな動きがみられるようになってきた。

2. 延長型サービスにみるコスト比較

いわゆる「延長保育」は、児童福祉法の改正を機に、名称が「時間延長型保育サービス事業」に変更され、これまで保護者が年度当初に事業実施主体である市町村に延長保育の申請を行い、承認が必要だったものを、この手続きを不要とし、事業主体を市町村主体から保育所の自主事業にうつし、保護者と保育所の直接契約に変更された。

時間延長型保育サービス事業は、時間延長型保

表4 保育所における時間延長型保育サービス事業の実施状況(1996年)
(単位:箇所, %)

区分	実績	割合	公立保育所	私立保育所
実施保育所数	2,830	<12.6>(100.0)	563	2,267
A型	149	(5.2)	8	141
B型	45	(1.6)	0	45
C型	11	(0.4)	0	11
A特例型	2,625	(92.8)	555	2,070
保育所設置数	22,452	<100.0>	13,132	9,320

注) 厚生省児童家庭局調査。

保育所設置数は、平成8年4月1日現在の数値である。

<>内は、保育所設置数に占める割合である。

()内は、公立・施設保育所別の実施比率である。

育サービス事業実施要綱で、原則として午前7時ごろから午後6時ごろまでのおおむね11時間開所することとされ、延長時間は、表4のとおり、A型(2時間延長)、B型(4時間延長)、C型(6時間延長)、A特例型(1時間延長)の4類型に分けられ、各類型とも4月1日現在の対象児童数がおおむね6人以上であることが条件とされている¹¹⁾。対象児童数が7人以上の場合は、各類型とも対象児童数6人に対する基本額に加え、対象児童数から、承認を受けた実施類型に対応する基本分単価に含まれている6人を控除した児童数を加算対象数として、児童1人あたりの月額単価をもとに延長時間別の加算額が補助される。A型は10,400円、B型は15,000円、C型は19,600円、A型特例型は4,200円である(平成7年4月25日付 児発第107号厚生事務次官通知)。

一方、幼稚園でも、通常の教育時間の終了後も保育活動を行う預かり保育が増加してきており、しかも期間限定の一時的なものではなく、就労している保護者のニーズから恒久的に実施しているところもあり、保育所と幼稚園の競合は単なる預かり時間の違いだけでは、線を引けなくなっている。

このため、文部省は、昭和62年度および平成5年度に都道府県教育委員会を通じ、全国のすべての幼稚園における教育時間、預かり保育の実施状況等の実施調査を実施している。幼稚園における預かり保育の実施状況については、表5のとおり、平成5年度では2,859幼稚園(19.4%)が預

表5 幼稚園における預かり保育の実施状況調査

1. 在園時間に関する調査 (調査時点 上段: 平成5年10月)
 下段: 昭和62年4月)

	5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上
公立	2,837 (46.3%) 4,264 (68.0%)	2,829 (46.1%) 1,726 (27.6%)	358 (5.8%) 216 (3.4%)	100 (1.6%) 57 (0.9%)	8 (0.1%)
私立	5,200 (60.3%) 6,622 (74.9%)	2,983 (34.6%) 1,738 (19.6%)	378 (4.4%) 282 (3.2%)	44 (0.5%) 203 (2.3%)	20 (0.2%)
合計	8,037 (54.5%) 10,886 (72.1%)	5,812 (39.4%) 3,464 (22.9%)	736 (5.0%) 498 (3.3%)	144 (1.0%) 260 (1.7%)	28 (0.2%)

2. 預かり保育実施園数及び預かり保育担当者内訳

	実施園数	当該幼稚園教員	当該幼稚園職員	別に委託
公立	318 (5.2%) 174 (2.8%)	259 (81.4%) 126 (71.6%)	10 (3.1%) 15 (8.5%)	49 (15.4%) 35 (19.9%)
私立	2,541 (29.5%) 1,464 (16.6%)	2,047 (80.6%) 1,288 (87.8%)	183 (7.2%) 98 (6.7%)	311 (12.2%) 81 (5.5%)
合計	2,859 (19.4%) 1,638 (10.8%)	2,306 (80.7%) 1,414 (86.1%)	193 (6.8%) 113 (6.9%)	360 (12.6%) 116 (7.1%)

注) 実施園数の割合は、全幼稚園に占める割合である。

3. 預かり保育料の調査

預かり保育料の徴収について			
	徴収している	徴収していない	合計
公立	104 (32.7%) 74 (43.8%)	214 (67.3%) 95 (56.2%)	318 (100.0%) 169 (100.0%)
私立	2,126 (83.7%) 1,256 (86.0%)	415 (16.3%) 205 (14.0%)	2,541 (100.0%) 1,461 (100.0%)
合計	2,230 (78.0%) 1,330 (81.6%)	629 (22.0%) 300 (18.4%)	2,859 (100.0%) 1,630 (100.0%)

4. 公費補助の調査

地方公共団体からの補助について			
	公費補助あり	公費補助なし	合計
公立	66 (20.8%) 39 (23.4%)	252 (79.2%) 128 (76.6%)	318 (100.0%) 167 (100.0%)
私立	45 (1.8%) 44 (3.4%)	2,496 (98.2%) 1,257 (96.6%)	2,541 (100.0%) 1,301 (100.0%)
合計	111 (3.9%) 83 (5.7%)	2,748 (96.1%) 1,385 (94.3%)	2,859 (100.0%) 1,468 (100.0%)

5. 預かり保育の終了時間の調査(新規)

	午後3時 以前	午後3時を 越えて 午後4時まで	午後4時を 越えて 午後5時まで	午後5時 を越える
公立	92 (29.2%)	78 (24.8%)	89 (28.3%)	56 (17.8%)
私立	53 (2.1%)	469 (18.2%)	1,403 (54.6%)	646 (25.1%)
合計	145 (5.0%)	547 (19.0%)	1,492 (51.7%)	702 (24.3%)

注) 1. 回答幼稚園のみの集計結果である。

2. 午後5時に終わる園は、「午後4時を越えて午後5時まで」に含まれる。

資料) 文部省「幼稚園の現状と課題」(平成8年)。

かり保育を実施している。公立が5.2%、私立が29.5%と圧倒的に私立幼稚園の実施率が高い。在園時間も長くなる傾向で、5時間以上6時間未満で39.4%、7時間以上という長時間では、1.2%

の幼稚園が実施している。預かり保育の終了時間をみると、午後4時をこえて5時までが51.7%ともっとも高く、5時をこえるというのも、24.3%とかなりの割合を占め、保育所の終了時間

とほとんど大差ないほどに子どもを預かる幼稚園もある。

親の就労形態によっては、保育所の利用も可能な世帯がありながら、幼稚園を利用しているのは、幼稚園の料金設定は一定であるため、保護者の収入によっては、預かり保育を利用してもなお、保育所を利用するよりも料金が安いからであると考えられる¹²⁾。また、預かり保育の費用徴収の状況をみると（表5）、費用を徴収していないという幼稚園が圧倒的で、補助金も受けずに預かり保育を行っている園も多い。

このように、就労している保護者の児童に対し、幼稚園において預かり保育を行うことは、児童福祉法に定める保育の一部を幼稚園が肩代わりしているともいえよう¹³⁾。なお、市町村の中には、保育に欠ける低年齢時の入所待機を解消するため、私立幼稚園の関係者が運営主体となり、当該幼稚園の空き教室を活用した認可外保育施設に対し助成を行っている例もある。

2. 保育料の設定と幼稚園・保育所の連携

幼稚園の授業料は、原則均一料金で全額自己負担である。しかし、実際には低所得世帯への減免制度である「幼稚園奨励費補助制度」があり、保育所、幼稚園ともなんらかの費用軽減策を行っているが、縦割り行政の弊害からか、幼稚園担当部局（教育委員会）、保育担当部局間での、幼稚園と保育所の費用負担のあり方保育料の設定について、連携をはかるという動きはほとんどないという（総務庁（1998））。

幼稚園、保育園のサービスのコストは、実のところはわからない。保育単価はあくまでも行政が支弁する投入コストにすぎず、また幼稚園の利用料のうちの実費も、明確になっていない。鈴木（1997）は、「保育園が利用時間が短い割に、費用単価が高いのは保母の配置基準が他の施設に比較してかなり手厚く、人件費が嵩むから」（p.183）と指摘する。すでに保育単価の約8割は人件費で占められており、効率化への鍵は人件費をいかに節減できるかにかかっている。すでに、パートタイム労働者で保母を雇う動きもあり、質を維持し

ながらの効率化という難しい課題が残されている。

IV 保育所の利用者負担徴収方法が家計に及ぼす影響

本節では、保育所の利用者負担徴収方法の違いによる妻および世帯の可処分所得への影響について試算することを目的としている。

計算の手順の概略は以下のようになる。まず、夫の所得階層を5種類（300万円、400万円、500万円、700万円、900万円）設定し、妻の収入別に、夫と妻それぞれの税負担額と可処分所得額を求める。その後、税負担額から、世帯の保育料負担額を求め、保育料控除後の可処分所得額から比較検討し、保育所の費用徴収構造の家計に及ぼす影響を試算することにする。

1. 計算の方法

試算にあたって、次のような前提条件を設定した。試算を行う世帯は、夫と妻と子ども1人（1,2歳児）の3人家族とし、夫婦はともに被用者とし、保育所を利用している。保育単価および保育所の費用徴収は各自治体によって異なるため、ここでは特別区定員40人未満の保育所を想定し、特別な加算はないものとし、費用徴収は厚生省が定めたものをそのまま使用した。

現時点では、個票レベルでの夫婦の所得の組み合わせによる保育料負担額をとることができないため、夫の所得階層は年収300万円、400万円、500万円、700万円、900万円の5種類を想定した。妻の収入による保育料負担の効果を見るために、夫と妻それぞれの税負担額、可処分所得から保育所の費用を引いた額、世帯の可処分所得から保育所の費用負担を除いた額を求めた。保育所の費用を夫婦どちらの収入から支出するかは、家庭内での話し合いに委ねられるが、ここでは夫の所得が妻の収入によって変化しないと仮定し、妻の追加収入による保育料の変動をみるため、保育料を妻が全部支払った場合と、世帯全体の収入から除いた場合と2種類考えた。所得税制における所得控除は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料

控除、配偶者控除、配偶者特別控除（扶養控除）のみとした。企業から夫に支給される家族手当は考慮していない。

また、費用徴収の方法による可処分所得の変化をみるために、①現行制度、②税制転用方式でも、二分二乗制を採用した場合、③定額の利用料を徴収した場合について考えた。定額の利用料の場合は、現行の費用徴収額で採用している月額8万円、6.1万円、4.45万円の3種類を考えた。

2. 結果の考察

（1）現行制度の場合

図1は、現行制度における保育料支出後の妻の可処分所得の移り変わりを見ている。横軸は、妻の税・社会保険料込み収入で、縦軸は保育料を支払った後の妻の可処分所得である。図を見て、明らかのように夫の所得が高いほど、保育料支出後の妻の所得は低い傾向がある。これは、保育料が妻と夫の税負担の合計額で決定されるため、夫が高所得者であるほど、妻の所得にかかわりなく、高い保育料が課せられるためである。そのため、夫の年収が900万円の世帯になると、妻が年収50万円で働いても、保育所を利用すると、保育料負担が最高額の月額8万円徴収されるため、妻の所得は手元に残るどころか、実質は46万円の赤字となるのである。夫の年収700万円で23万

円の赤字、500万円でも3万円の赤字である。妻の収入を増加させるにつれ、この赤字額は減少していくが、夫の所得水準によって、保育料支出後の妻の可処分所得は様々な動きをたどる。

夫の収入が700万円、900万円の場合は、妻の収入が120万円から130万円に増加する時点で、妻の保育料支出後の可処分所得は減少するが、これは保育料による影響ではなく、130万円を境に、妻自身が社会保険料負担を払うためにおこるいわゆるパートの逆転現象である。はじめから保育単価の最高額が課せられる900万円の世帯は、その後妻の収入が増加するにつれ、妻の可処分所得も増加していき、問題はない。700万円の世帯の場合でも、保育料の費用徴収の階級が1つ上がるため保育料の負担が増加するが、妻の年収が270万円から280万円にあがったところで、保育料負担が増えて実質的には14.8万円ほど妻の手取額は減少する。

しかし、この逆転現象の影響は、中間・低所得層ほど大きい。夫の年収300万円の世帯は、妻の収入が120万円から130万円になった時点で、妻の可処分所得は20.1万円ほど大きく落ち込む。これは、妻自身の社会保険料負担と保育料の費用徴収の階級が1つ上昇することの双方が影響を及ぼしているからである。その後は、ゆるやかに所得は上昇するが、290万円に達したところで、2

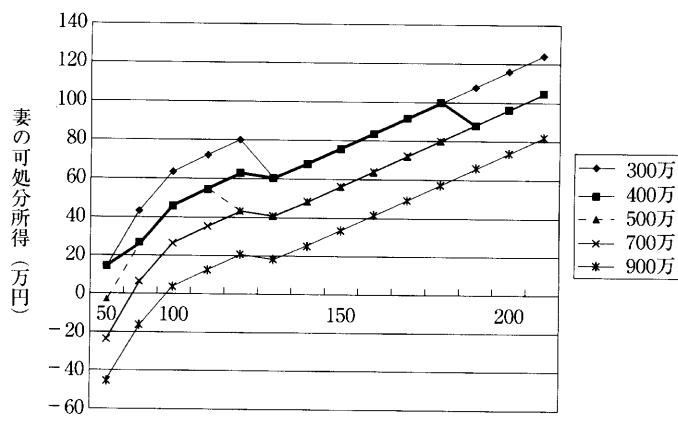


図1 夫の所得階層別にみた保育料支出後の妻の可処分所得
(現行制度)

度目の逆転現象がおこる。この幅は、11.8万円である。夫の年収が400万円の場合は、最初の50万円のところは年収300万円と同じであるが、すぐに費用徴収階級が上がり、妻の可処分所得のびは小さくなる。妻の年収が130万円になったところで、若干所得は減少するが、すぐに190万円でもう一度11.7万円の減少がきて、650万円になったところで、15.2万円ほど減少する。そして、夫の年収500万円では、妻の年収120万円の時点で、1回目の逆転現象が起こり、ついで130万円のところで、社会保険料負担による2回目の逆転がおこる。その後は、ゆるやかに所得が増加し、妻の収入が550万円になったところで、15.2万円ほど妻の可処分所得が減少する。

つまり、妻の収入が130万円になったところで一度社会保険料負担による逆転現象があり、そのほかは保育料の費用徴収階級のはざまのところで逆転現象が生じている。その大きさは、約12万円から15万円程度であるが、費用徴収階級が高くなるほど、その金額が大きくなる傾向がある。しかも、保育料負担による逆転現象の可処分所得の落ち込みは、パートの社会保険料負担による逆転現象よりはるかに大きい。

保育料の費用徴収による逆転現象は、夫婦双方の税負担額の合計に依存するため、税制における「103万円の壁」のように、本人の収入だけで認

識できるような単純なものではない。そのため、ぎりぎり逆転現象に達する前の収入に自分の収入を調整するのは、難しい。しかし、少なくとも夫の年収が700万円や900万円の高所得世帯の妻が、子どもを保育所にまで預けて、外に働きにでる理由は短期的に見る限りは、見あたらない。しかし、これが夫婦ともフルタイムの共働きであり、妻にもかなりの収入がある場合には、妻の労働供給にはそれほど大きな影響は及ぼさない。

(2) 二分二乗制の場合

図2は、税制の所得税制度の二分二乗制に倣った、夫婦それぞれの税負担額を、現行の費用徴収表に適用し、その合計額を足して2で割った場合の、夫の年収別に保育料支出後の妻の可処分所得の移り変わりを見たものである。

図2を見ると、夫の年収900万円の世帯を除くと、ほとんど2本ないし3本のグラフになってしまっている。これは、夫の年収の差によるスタート時の保育料の差が、夫婦の保育料徴収額を足して2でわるという方式によって、軽減されているためである。そのため、ほとんど影響がないように見える夫の年収900万円の世帯でも、妻の収入が50万円の時の赤字額は半分程度に解消されている。

その他の夫の年収が300万円から700万円の世帯では、妻の年収が140万円に達するまでは若干

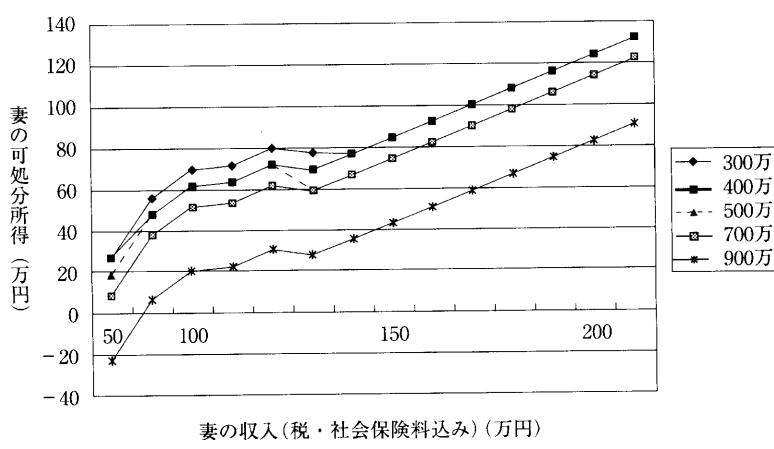


図2 夫の所得階層別にみた保育料支出後の妻の可処分所得
(二分二乗制)

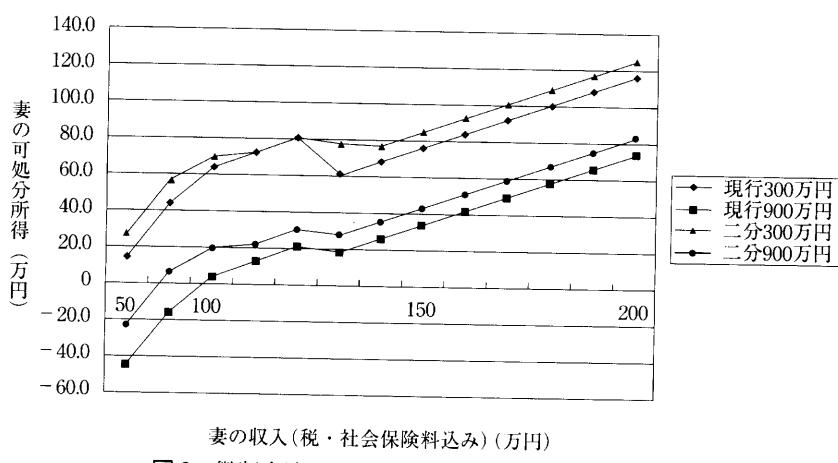


図3 徴収方法による保育料控除後の妻の可処分所得

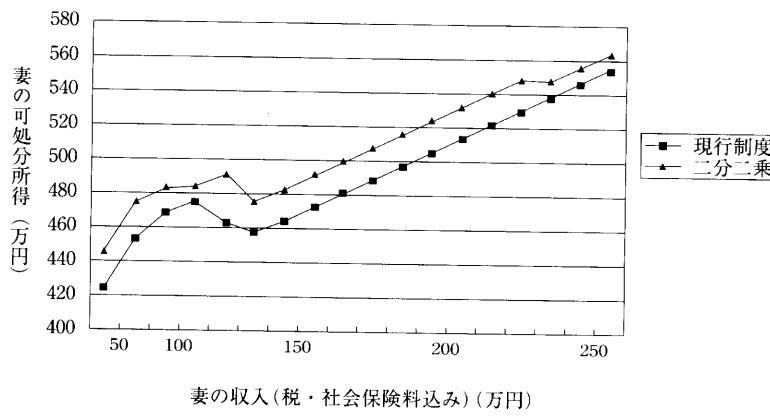


図4 保育料負担方式による世帯の可処分所得比較
(夫の収入 500 万円の場合)

の差があるものの、現行制度の図1に比較すれば、夫の年収による妻の所得の差はほとんどない。逆転現象は年収130万円のところで見られるが、これは先にも述べた通り、保育料の徴収が原因ではないので、費用徴収の階級が上がることによる影響はほとんど相殺されていると見ていいだろう。

では、現行制度と二分二乗制による違いはどの程度なのであろうか。図3は、夫の年収300万円と900万円について、保育料支出後の妻の可処分所得の変化を見たものである。夫の年収にかかわらず、妻の可処分所得は二分二乗制の方が高い。これは、夫より妻が低所得者であるために、妻相当分の保育料負担が小さいために、結果として世

帶全体の保育料負担が軽減されていることによる。当然ながら、夫婦双方とも高所得者の場合には、二分二乗制でも保育料軽減の影響はほとんどない。二分二乗制による、保育料軽減の効果は、夫が高所得層であるほど、妻の年収が低いほど大きいのである。

では、世帯の可処分所得はどのように変化するのであろうか。図4は、夫の年収が500万円のケースでの、保育料支出後の可処分所得を比較したものである。妻の年収が上がるにつれて、可処分所得は増加していくが、現行制度より二分二乗制の方が可処分所得が高い。また、逆転現象による落ち込みが回復するまでに、現行制度がほぼ40

数万円ほど追加で働くなければならないのに対し、二分二乗制では30万円程度で回復できるように改善されている。

このように、現行の費用徴収基準において、税制認定方式による所得再分配機能を維持し続ける限り、二分二乗制による方式の方が、夫婦双方の働き方に中立的な費用徴収制度であるといえよう。

(3) 定額徴収の場合

最後に、世帯の収入にかかわらず（ここでは所得税非課税世帯は除く）、一定額の利用料を徴収した場合の、妻および世帯の可処分所得の推移を見る。利用者負担を定額に徴収した場合には、妻の可処分所得額は、夫の年収とは関係なく、一定額を差し引いた額になるので、前述した現行制度や二分二乗制との比較をするために、夫の年収を固定した形で妻の可処分所得の推移を比較した。

図5は、夫の年収が500万円に設定した場合の、費用徴収法による可処分所得の推移をあらわしている。8万円、6.1万円、4.45万円という月額一定額を徴収する場合には、一番下の8万円のグラフの形を上にスライドした形で推移していく。現行制度と二分二乗制の場合は、110万円と130万円付近で逆転現象が見られ、その後所得が上昇していく。妻の年収が130万円以下の低い場合には、保育料が一番軽減されるのは二分二乗制であるが、その後はわずかではあるが、4.45万円の定額徴収の方が保育料負担が軽減されるという結果にな

っている。

次に、同じものを世帯の可処分所得で比較したのが、図6である。現行制度と月額4.45万円のグラフは、最初の部分は額が一致しているが、現行制度の費用徴収階級が上がると、6.1万円のグラフと同じ額で推移していく。年収500万円の場合は、妻の年収が低いところでは二分二乗制度がもっとも保育料負担が軽減されるために、世帯の可処分所得は高い額で推移する。しかし、妻の年収が130万円のところで一度世帯の可処分所得は減少し、240万円のところで、わずかに減少してから後上昇する形になり、定額料金4.45万円の場合が一番保育料が低く、世帯の可処分所得が高くなるという結果になる。

費用徴収の階級の刻み方による逆転現象を回避するには、やはり定額の利用料の徴収がもっとも優れている。しかし、妥当な額については、一概に言い切れない。しかし、月額4.5万円程度の徴収でも、妻の年収が200万円以上になれば、かなり保育料が軽減される。月額8万円という最高徴収額では、現状ではよほどの高所得者でないかぎり、その負担が重くなり、保育所の利用推進効果は薄れてしまうであろう。この場合には、保育料を税制において控除の対象に認めるなどの工夫が別途必要になる。

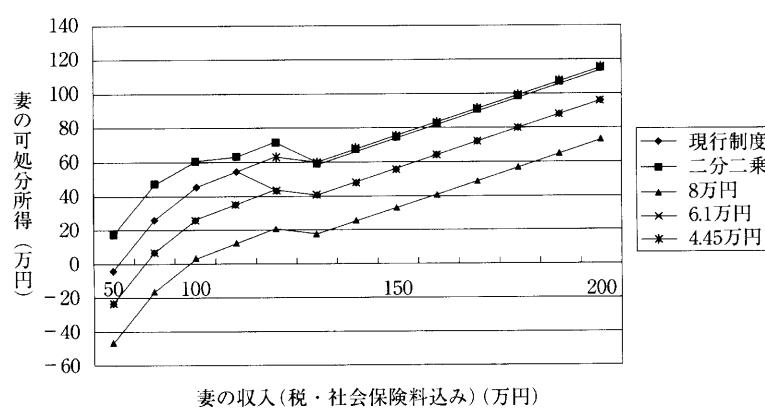


図5 保育料徴収方式による保育料支出後の妻の可処分所得の変化
(夫の収入 500万円の場合)

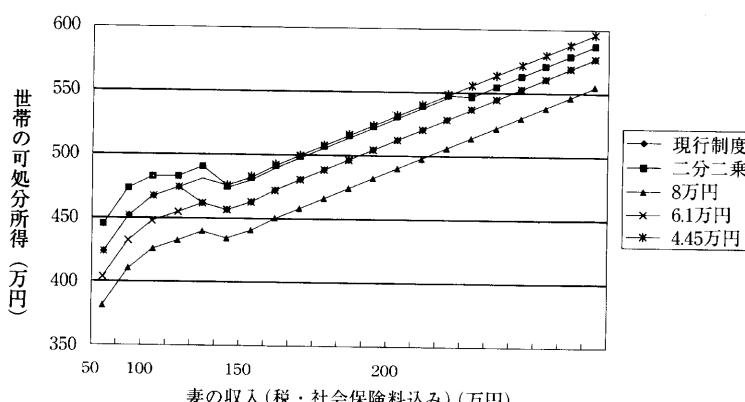


図6 保育料徴収方式による世帯の可処分所得の変化
(夫の収入 500 万円の場合)

V 結論

以上、保育料負担による妻および世帯の可処分所得への影響を、被用者世帯に限定して検討してきたが、次の2点が明らかになった。1つは、現行の世帯合算の税制転用方式による保育料徴収は、夫がある程度の高所得者の場合、妻がパート労働者で働いても、妻の年収以上に保育料がかかるために、働くインセンティブがほとんどたらさないという問題がある。第2に、費用徴収の基準が改正され、階級の数は減少しても、保育所の費用徴収の所得再分配機能が強く、その徴収の累進度が高いために、わずかに収入を増やすと、それ以上に保育料の負担が重くなるという逆転現象が生じている。特に、中間所得層にとって、階級が1つ上がることによる保育料負担上昇の影響はきわめて大きく、パートの逆転現象以上に、女性の就労インセンティブに及ぼす影響は大きい。

このような保育所の費用徴収基準は、女性の就業選択に対し、中立的ではない。保育所の利用料が家計に及ぼす効果は、限られた世帯の比較では不可能であるが、少なくとも長期的には、所得税課税世帯については一定の利用料徴収に改める見直しが必要であろう。しかし、税制転用方式を維持し続ける限りは、二分二乗制の採用などの措置が講じられるべきであろう。本分析では、現行制

度の費用徴収表をそのまま用いたが、実際の運用には新しい徴収表の作成が必要になる。子育て費用の軽減による、女性の就労支援と、出生率の回復を期待するのであれば、幼稚園と保育所の機能を見直し、より中立的な費用徴収制度を構築する政策転換が必要になるといえよう。

注

- この金額はあくまでも厚生省の定めた基準であり、自治体によってはこれに上乗せした保育単価をもうけているところもある。東京都などでは、乳児保育の場合は、1ヶ月 20 万円を超える額になる場合もあり、この上乗せ負担分は自治体の超過負担となっている。
- 具体的な市町村の徴収基準法は、全国私立保育園連盟(1992)によると、おおむね3種にわけられ、①国の徴収基準額表を準用(29%)、②国の徴収基準表を何年か遅れて準用(27%)、③独自の基準により作成(44%)となっている。このうち、②については、保育料負担の引き上げを遅らせることによって、利用者負担を軽減する。③については、階層区分を細分化またはまとめる。上限額を設定する。低い階層を上げ(給食費相当額に近づけ)、高い階層を下げる、当年度基準や前年度基準に一定率(40-97%)を乗じるなどの工夫がとられている。
- 総務庁(1998)の平成7年度の調査によると、市町村の保育料の徴収率は政令指定都市で 67.6%，その他の市町村で 70.5% となっており、市町村の持ち出し額は約 30% もなっている。
- 老人福祉施設の特別養護老人ホームの費用徴収は、収入認定方式になっているが、堀(1982)は、収入把握のための事務費の増大、対象収入

や控除すべき必要経費の適正な水準をつくりがたい、ミーンズテスト方式に逆戻りする可能性があると指摘し、年金原則課税の条件をつけながら、税制転用方式を推奨する。中央児童福祉審議会費用負担特別部会(1977)は、「保育所措置費徴収基準の当面の改善について(意見具申)」のなかで、「利用者の負担能力の把握方法については、所得税課税額を中心とした現行の方式以外のより合理的かつ有効な方法は見いだし難いので、大筋として現行の方式によらざるをえない」というように、事務処理コストを考慮すると、応能方式を維持するかぎり、税負担額から負担能力を推定する方法はやむをえない結論づけている。

- 5) 村上(1997)は、第3階層から第7階層に位置する共働き世帯にとって、均一保育料は急激な保育料負担を課し、出産の抑制をもたらすだろうと述べている。
- 6) 駒村(1996)は、①労働市場の失敗があり、労働市場の生産性格差から男女の賃金格差が不当にある場合には、保育料の軽減は資源配分を効率化する効果があること、②子どもが将来の労働の担い手、税、社会保険の費用の負担者となることを考えると、子どもは公共財的性格をもつこと、③超過需要が発生しても、質的・量的規制をひきながら、供給者を増やすことで解決できるとしている。

中央児童福祉審議会費用負担特別部会(1977)も、階層間の負担の公平性の確保が必要だとし、最低でも飲食費などの一般生活費に必要な額は徴収すべきであるとの結論に達している。しかし、具体的な利用者負担軽減の水準は明らかにされてはいない。中央児童福祉審議会基本部会(1996)も、その中間報告書で「夫婦共働きの家庭の一般化が進む中で、保育所利用がきわめて普通のことになった。中堅所得層、サラリーマン世帯にとって負担感・不公平感が強い所得税額にリンクした応能負担方式の保育料負担から、保育コストや子どもの年齢などに配慮した均一の保育料体型に改める方が公平な負担にかなう。また、利用時間帯に関わりなく、同一の利用時間の保育料負担が平等になるようにするという考え方がある。いずれにしても、低所得者については負担軽減措置などの配慮が必要」と述べられている。

- 7) 収入のない配偶者扶養している者には配偶者控除、配偶者特別控除が適用され、社会保険制度では被扶養配偶者であれば、保険料負担が免除されて給付を受けることができるなど、働く女性より優遇されている面もある。しかし、これは夫との配偶関係や所得に基づくもので、育児に対する評価ではない。
- 8) 同様の指摘は、小室(1995)を参照のこと。

9) 前田(1998)の試算によれば、両親とも共働きで、子どもが1歳から6歳まで保育園に通った場合、公費負担は323万円であるが、母親が働くことによる納税額や配偶者控除等が適用されなくなるための夫の増税分を差し引けば、実質的な公費負担は119万円である。また、両親とも大卒であれば、所得も増えるので利用者負担によって、公費負担が軽減されるだけでなく、納税額も増えるため、公費負担は17万円にまで減少する。一方、専業主婦の場合、3歳から6歳まで幼稚園に通った場合、公費負担は60.8万円となり、働く母親が一方的に優遇されているのではないとする。しかも、保育所利用者が就業を中断せずに、働き続ければ、生涯で税、社会保険料収入とも1,500万円ほど期待できるという。

- 10) 堀(1987, 1997)は、児童手当による事業主拠出金を保育費用の財源にあてるなどを提唱している。保育所による恩恵は、母親を雇用する事業主も受けているため、その費用負担を事業主負担による児童手当から拠出することが妥当であるとしている。実際に、特別保育事業の財源として、この拠出金が用いられるようになっている。従来措置費という公費によってまかなわれていた障害児保育、乳児保育、一時的保育なども、この拠出金によってまかなわれる方向になっている。

- 11) 今年度から、新たに5人以下でも国庫補助の対象となり、延長時間のいかんにかかわらず、年額30万円の定額で国庫補助が受けられるようになった。

- 12) 総務庁(1998)の調査によると、ある私立幼稚園では、17時まで預かり保育を実施しており、預かりの保育料は1時間あたり80円となっている。保育所にかかる階層別の保育料と、当該幼稚園の授業料、幼稚園就園奨励費補助事業による階層別の減免額、預かり保育を受けた場合の費用の積算をすると、保育所へ入所している児童の階層の中には、私立幼稚園に在園し、預かり保育を受けたとしても、保育所に入所させるより幼稚園に在園させた方が経費の負担が安くなる児童が生ずる場合があるという。このケースでは、所得税額が9万円以上21万円未満の層は、月額26,290円であるのに対し、幼稚園は授業料2万円、預かり保育料4,800円から補助額の4,425円を除くと25,375円で、約1,000円ほど安い。そして、階層区分の最高位の43万円以上72万円未満の層では、保育料は28,640円であるが、幼稚園では27,967円である(pp.142-143)。

- 13) 文部省は私立幼稚園の預かり保育を支援するために、私立高等学校経常費助成費補助金(過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費)公布

要綱(昭和54年3月13日文部大臣裁定)の一部改正を平成9年6月12日に行っている。そして、教育改革推進特別経費の1つとして、保護者や地域のニーズに弾力的に対応するとともに子育てを支援する観点から、平成9年度に預かり教育を実施する私立幼稚園に対し助成を行う預かり保育推進事業を創設しており、9年度に預かり保育を実施する私立幼稚園に対し助成を行う預かり保育事業を創設しており、9年度の予算額は7,800万円となっている。しかし、助成がなされても、幼稚園の教育上の位置づけがあいまいであるため、預かり保育の内容はさまざまであり、保護者が十分にその内容を熟知しているかは疑問である。

参考文献

- 大沢真知子(1993)『経済変化と女子労働』、日本経済評論社。
- 柏女靈峰編(1998)『改正児童福祉法のすべて』、ミネルヴァ書房。
- 勝又幸子(1994)「保育料にみる利用者負担と財源政策」社会保障研究所編『社会保障の財源政策』東京大学出版会。
- 厚生省児童家庭局編(1994)『利用しやすい保育所を目指して』、大蔵省印刷局。
- 厚生省(1994)『平成6年 健康・福祉関連サービス需要実態調査』。
- (1998)『厚生白書 平成10年版』。
- 駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」『季刊・社会保障研究』Vol. 32, No. 2。
- 小室豊允(1995)「保育所改革の課題」『社福懇ニュース』1995年8月、No. 4。
- 鈴木真理子(1997)『保育革命』、スクリーンプレイ出版。
- 全国私立保育園連盟(1992)『全国市町村保育料調査報告書』。
- 総務庁行政監察局編(1998)『子どもを持つ母親が安心して働くことができるために』、大蔵省印刷局。
- 高山憲之(1982)「保育サービスの費用負担」『経済研究』第33巻。
- 永瀬伸子(1997)「子どもの養育の経済分析——研究系譜と展望」『東洋大学経済論集』22巻2号。
- 成瀬龍夫・小沢修司・武田宏・山本隆(1989)『福祉改革と福祉補助金』、ミネルヴァ書房。
- 日本保育協会(1997)『保育所利用者のニーズに関する調査研究報告書』。
- 浜田浩児(1983)「保育料負担の公平性と効率性」『ESP』1983年11月号。
- 廣嶋清志(1978)「婦人雇用労働力供給構造一未就学児の保育条件と母親の雇用労働力化としての関連の分析」『人口問題研究』175号。
- 堀勝洋(1982)「老人ホーム費用徴収制度改革の意義と問題点」『ジュリスト』No. 766, 1982年5月15日号。
- (1987)「低年齢児の保育対策」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 1。
- (1997)『社会保障・社会福祉の基本問題』、ミネルヴァ書房。
- 前田正子(1998)「子育て支援の意義——保育園整備のコストと就労女性のもたらすべきフィット」加藤寛・丸尾直美編著『福祉ミックス社会への挑戦』、中央経済社。
- 村上雅子(1997)「保育料負担のあり方」『週間社会保障』No. 1930。
- 文部省(1996)『幼稚園の現状と課題』。
- 幼児保育研究会(1998)『最新保育資料集 1998』、ミネルヴァ書房。
- Folbre, Nancy(1992) "Children as Public Goods", *The American Economic Review*, Vol. 84 No. 2.
- (まるやま・かつら
国立社会保障・人口問題研究所研究員)